

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

(様式5)

式

最終更新日：令和5年10月16日

(一社) 日本セパタクロー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考

URL:<https://jstaf.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	①中長期計画として「Road to 2026アジア競技大会（愛知・名古屋）～中長期計画2021.4」を策定して当協会HP上に公開している。（2021.4～2027.3） ②策定にあたり理事から意見を求め、常務理事会を経て、2021年3月開催の理事会で承認を得ている。 ③2021年4月より協会HPにて公開 ④実行計画の進捗状況は、毎年、6月と3月の理事会にて報告され、改善が必要な計画は都度、見直しをして実行していく。今後は、役員だけでなく、構成員（主には選手）の意見も広く取り入れながら、計画を策定していくことを検討している。2023年6月の理事会では継続が確認された。	・中長期計画2021 ・2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	①「Road TO 名古屋アジア競技大会～ 中長期計画2021.4」を策定・公表し、その中で組織運営に関する中長期計画を立てている。人材採用・育成計画の詳細を現在、策定中であり、2024年6月までには下記の項目を柱に人材採用および育成計画を策定する。 ①事務局の機能アップ ●ボランティアである各委員会は意欲とスキルある委員を加えつつ2024年度には現在の規程で設定されている枠組みをフル活用できる態勢にしていく。 ●有給職員の数を2024年度には1人以上を目指す。 ●翌年に名古屋アジア大会を控える2025年度には有給職員数1.5人を目指す。 ②育成に関しては、財務、経営など幅広い分野での研修を企画していく。	・中長期計画2021 ・2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	①協会発足以来、収支構造に変化は見られない。「Road TO 名古屋アジア競技大会～ 中長期計画2021.4」を策定・公表し、その中で財務の健全性確保に関する中長期計画を立てている。 ②登録会員の増加、また、クラウドファンディングを新たに企画したい。また、2026年愛知・名古屋アジア大会に向けて新規、大口スポンサー獲得に向けて積極的に活動することを、2023年6月の理事会で協議を行った。 ③毎年、財務（予算決算）に関して総務委員会で検討し比較分析して、健全性を確保している。協会HPに財務諸表を公表している。	・中長期計画2021 ・2020年第3回理事会議事録（2021.3.28）

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	①2022年6月の理事改選において外部理事の割合が43%（6/14名）、女性理事の割合が21%（3/14名）となった。 ②次期、改選時（2024年6月）には、ガバナンスコード（以下、「GC」という。）の目標割合を達成するため、執行部で協議を重ねて行く。 ③昨年までの構成は、学識経験者、医療関係者が多かったが、他団体NF会長を理事に迎え、協会運営アドバイス等ももらい、多様な展開を考えていきたい。 ④また、「女性ワーキンググループ」と「デベロップメント委員会」を発展的に解消し、新たに「ダイバーシティ委員会」を立ち上げて、インテグリティ、ジェンダー問題等BUCA時代に対応できるようにしていく。	・理事会名簿（2022.6-2024.6）
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	*評議員制度は設けていません。（対象外）	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	①アスリート委員会を設けており、選手から幅広い意見を募り、組織運営に反映できるように、理事の1名が委員長となり委員会を運営している。 ②現在、構成員は役員1名（学識経験者）、選手男子1名（OB）、女子2名（現役・日本代表候補選手）と適切な構成および人選がなされていて多様性を確保している。年1回以上定期的に開催しているが、規程の条項にその旨が表記されていないので、令和3年12月18日（土）に行われた第2回理事会で審議事項とし、「アスリート委員会規程」を改定した。 ③また、役員1名がアスリート委員会の意見を理事会に報告審議する仕組みになっているが、2024年6月の役員改選時には、アスリートOBをアスリート委員会委員長とし、理事として新たに迎え入れる案の審議を2022年12月日開催の理事会で承認された。	・アスリート委員会名簿(2023年6月名簿改変) ・2023年度第1回アスリート委員会議事録 ・2021年度第1回アスリート委員会議事録 ・アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	①現状、14名の理事構成、その中で3名の専務・常務理事を配置し、意思決定の迅速化と議論の質向上・監督機能の強化を両立させている。理事会の規模は適正であり、理事の構成も多様であり、また、役割分担がなされており、理事会も年2回以上開催し、委員会報告、審議事項等活発な意見交換がなされ実効性が確保されている。（定款第38条 年2回以上）	・理事会名簿 ・委員会名簿 ・組織図

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①役員の新陳代謝の仕組み等は引き続き、理事会にて協議中。2024年6月の役員改選時までに年齢制限等の整備をしていく。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	①7②で記述しているように一般社団法人となり、今年度(2022年)で10期目となるため、10年を超える理事の扱については、現在、理事会にて審議中である。 ②8と同様に2024年6月の役員改選時までに整備をしていく。  【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】GC遵守にかかる関係規程などの体制整備に当たって、一定期間を要するので、今回役員改選時(2022年6月)は、半数の理事が10年目を迎えることになる。このため10年目を迎える全理事を改選することは協会運営上に支障が出るので現実的ではないので、激変緩和措置を適用する。(2024年6月まで)	GC原則2の激変緩和措置
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「現状はまだ役員候補者選考委員会(仮称)は設置されていないが、現在、同委員会の構成や人数等を検討している段階であり、2024年6月まで(2024年の役員改選時)までには、整備を行う予定である。」	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程にて、役職員や会員が法令を遵守すべき旨を定めている。	・新・定款 ・協会規程集(改訂作業進捗状況) ・倫理規定 ・処分規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	現在、会員規程、登録規程、一般会員登録規程、理事会規程、を定めている。さらに必要な規程類については、2024年6月までに整備を行う予定である。	・会員規程 ・登録規程 ・一般会員登録規程 ・理事会規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	現在、内部通報・相談窓口規程、反社会的勢力対応規程、個人情報保護に関する規程、個人情報保護方針が整備されているものの、一部内容の更新が必要であるため、必要な改訂を行うとともに、リスク管理規程等さらに必要な規程類については、2024年6月までに整備を行う予定である。	・反社会勢力対応規程 ・内部通報・相談窓口規程 ・倫理規定 ・処分規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬については、定款及び役員旅費規程に関する定めがある。さらに必要な規程類については、2024年6月までに整備を行う予定である。	・役員旅費規程

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款 第6章、第7章に本協会の基金、計算について定める他、寄附金取扱規程、助成交付に関する内規が存在し、法人の財産に関する規程を整備している。これに関しても現在、審査項目12と同様に見直し中であり、2024年6月までに整備を完了させる計画である。	・助成金交付に関する内規 ・寄附金取扱規程 ・委託業務報酬細則
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程を整備している。*会員規程、一般会員登録規程が存在する。	・新・定款 ・会員規程 ・登録規程 ・一般会員登録規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①全日本セパタクロ選手権大会および全日本セパタクロ・オープン選手権大会の2大会から強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選手を選考する。(強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する内規) ②年1回開催される世界選手権大会等の派遣選手選考は、上記から強化委員会が推薦し、理事会に諮り、決定する。 ③現在、セパタクロ競技の最高峰の大会はアジア競技大会であり、(アジア競技大会ごとに種目変更があるため)直近では2022年9月に開催であった「杭州アジア競技大会への選考基準を2021年12月の理事会で決定したが、2023年9月に延期になったため、新たに2022年12月の理事会にて再審議予定である。またチーム競技であるため、代表監督が存在し、(証憑書類24日本代表コーチ選任規程)監督が、強化指定選手の中から推薦し、強化委員会で審議承認⇒理事会で審議承認⇒日本代表選手として派遣という流れになっている。 ④「強化指定選手行動規範」および「強化指定選手の個人的活動・発信における「日本代表」の使用に関するガイドラインを設けている。また、選手の権利や保護に関する規程も整備している。	・2021_アジア大会代表選手選考基準 ・強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する規程 ・2020年度第3回理事会議事録
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	①審判員の資格制度や、大会における公平かつ合理的な選考に関する規程は整備しているが、現状、同規程は策定された(令和2年12月1日)ばかりであり、国内大会については、出場選手が次の試合の審判を行う(持ち回り制。その際、対象チームとの利害がないかのチェックは審判の持ち回りを管理・指示する大会実行委員会が全ての組み合わせに関して行っている)国内大会の決勝戦は公認審判員が行っている。国内大会は今後、28.公認審判員規程に基づく運用に2024年6月までに変えていく。(現在の持ち回り制からの移行について、公認審判員の認定、大会ごとの運用の変更には時間を要するため、段階的な形となる) ②同時に、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、審判を育成する計画を実施している(2020年、2021年コロナ感染症の影響でストップしている)。コロナ感染症の影響がなくなり次第、再開し2024年6月までに整備していく。なお、IFには国際審判員の資格があり、現在、国際審判員の資格を持つ者は、協会役員の中に2名、それ以外の審判員3名(うち2020年度から施行の審判員規程にもとづいて国内A級を認定された者1名)である。	・公認審判員規程 ・審判員規程に関する事務局内規

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	外部理事に公認会計士・税理士や弁護士がおり、また、弁護士と顧問契約を結んでおり、規程の整備や法人運営、会計に関する事柄など、日常的に相談を行える体制を整えている。	・内部通報・相談窓口規程
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理・コンプライアンス委員会には、女性委員が配置されており、今年度中に、委員会を開催する予定である。また、同委員会の権限や役割については、2023年6月までに整備する予定である。	・委員会名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理・コンプライアンス委員会には、弁護士、公認会計士、学識経験者を配置している	・委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	昨年度は、2022年12月に実施した。今年度は外部理事(弁護士)に2023年3月の理事会前に行う予定で準備を進めている。	・2021年度理事・職員コンプライアンス教育報告書
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	①昨年度は、2022年2月に実施した。今年度は外部理事(弁護士)に2022年12月JOC杯ジュニア大会にて強化指定選手及び指導者、審判員に行う計画で準備を進めている。 ②毎年、アンチドーピング委員会委員によってコーチ・選手対象にドーピング教育がなされている。	・2021年度選手・指導者・審判員コンプライアンス教育報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①昨年度は、2022年2月に実施した。今年度は外部理事(弁護士)に2022年12月JOC杯ジュニア大会にて強化指定選手及び指導者、審判員に行う計画で準備を進めている。	・2021年度選手・指導者・審判員コンプライアンス教育報告書
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	①法律、税務・会計、労務等については、専門家のサポートが必要であり、日常的にサポートを受けることができる体制を構築している。 ②法律、暴力行為等相談業務に関しては外部理事(弁護士)に、財務会計、労務において、公認会計事務所、コンサルタント会社との契約を締結し、定期的な財務・税務、労務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理に関して経営コンサルタント、税理士事務所に所属する人材に総務委員として会計全般を委託している。また、監事に税理士資格を有する者、学識経験者を選任し、業務運営全般に係る監査を受けて公正な会計原則を遵守している。	

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、日本スポーツ振興センターやJOC助成元における使用のガイドラインを遵守し、日本スポーツ振興センターからは毎年、監査を受けている。また、経理等に関する規程を現在、整備中である。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、事務所に備え置き法令に基づく開示を行っている。併せてホームページでも公開している。 <a href="http://jstaf.jp/">http://jstaf.jp/</a>	・2021年度決算書 ・2022年度予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①審査項目17と同じ ②HPに情報を開示している。強化指定選手、大会・試合 <a href="http://jstaf.jp/japan/japan.html">http://jstaf.jp/japan/japan.html</a> 、 <a href="http://jstaf.jp/topics/news/2021/2021-2.html">http://jstaf.jp/topics/news/2021/2021-2.html</a>	・2021_アジア大会代表選手選考基準 ・強化指定選手・Uカテゴリー強化指定選考に関する規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	GCの遵守状況（URL）のほか、大会の結果等も積極的にホームページに開示している。 <a href="http://jstaf.jp/game/game.html">http://jstaf.jp/game/game.html</a>	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している」	・利益相反管理規程 ・利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを整備し、適切に運用している」	・利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報・相談窓口規程を整備し、同規程にて、相談員の守秘義務や情報管理の徹底、相談者の不利益取扱いの禁止などを定めている。また、内部通報・相談窓口は、ホームページ（URL）にて周知しているとともに、理事会やコンプライアンス研修等を通じて、通報が正当な行為であることの意識づけを行っている。」 <a href="https://jstaf-jp.ssl-xserver.jp/contact/">https://jstaf-jp.ssl-xserver.jp/contact/</a>	・内部通報・相談窓口規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制は、弁護士や会計士、学識経験者を中心として整備されている。	・内部通報・相談窓口規程 ・処分規程

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	①懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。(倫理規定第2条、第4条、第5条。処分規程第2条、第3条) ②懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。(処分規程第4条～第7条) ③処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを規程等に定めている。(処分規程第8条) ④処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。(処分規程第9条、第10条、第11条)	・処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う者の中に、弁護士資格や会計士資格を有した外部理事を入れることで、中立性及び専門性を確保している。	・委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	①NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 ②懲罰処分に関しては、倫理規定・処分規程で、判断に不服がある場合、代表選考に関する争いについてJSAAを利用できるように定めている。 ③申立期間について合理的ではない制限を設けていない。(処分規程第11条)	・処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現状では、まだ処分事例はありませんが、処分がなされた場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する運用を行う(処分規程第9条5項)	・処分規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	審査基準に示されている「①危機管理体制を構築している。②危機管理マニュアルを策定している。③危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。④危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。」に関して、 ①～④いずれも現在はなし。9.規程整備内容一覧(リスク管理に関する規程)にあるように2024年6月の理事会までに「危機管理マニュアル」策定および外部調査委員会設置をする計画を進めている。	

# スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明(R4)	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事なし。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していない	・ 処分規程 ・ 委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	①現状は、地方組織として「新潟県協会」「千葉県協会」「大阪協会」「ESリーグ」の4つが加盟しているが、地方組織との権限関係は明確ではなく、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等はない。 ②現在、中長期計画にもあるようにクラブチーム登録を増やす計画を推進している。(中長期計画1-4) クラブチーム登録が増大することにより地方協会に発展していく形を将来構想として考えている。 ③現在、45.規則5 付属細則団体の定義および加盟等手続き 46.規則6 付属細則クラブチーム登録が存在するが、①、②を満たすために2024年6月の理事会までに加盟団体規程を改訂整備していく。また、地方組織の組織運営及び業務執行について適切な指導助言および支援に関しても、今後のクラブチーム数増大とそれらの地方協会発展への状況に応じて整備していく。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	①2022年12月18日に行われた「理事コンプライアンス教育」に地方組織の代表者（千葉、大阪、新潟の各協会）が参加。それら代表者に各協会内で伝達してもらうための*指導者及び選手へのコンプライアンス教育について*懲罰制度について*通報制度について等の資料を提供した。 ②COVID-19のため中止していた普及および強化育成指導を普及・広報委員会を中心に今年度は、地方のイベントに積極的に参加している。また、2026年愛知・名古屋アジア競技大会に向けて、愛知セパタクロークラブ、アジア大会組織委員会と協力して9月にイベントを行った。 <a href="http://jstaf.jp/topics/topics.html">http://jstaf.jp/topics/topics.html</a>	